

下松市自主防災組織認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び下松市地域防災計画に基づき、下松市が行う自主防災組織の育成及び支援について、市内の地域住民が組織した自治会その他これに準ずる団体（以下「自治会等」という。）を自主防災組織として認定することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に被害を防止し、軽減し、又は予防するため、住民が自主的に結成し運営する組織をいう。

(認定基準)

第3条 自主防災組織の認定基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 住民組織を単位として結成された組織であること。

イ 住民組織がその活動区域の地形、面積又は構成世帯の規模等の事情により、自主防災組織の効果的な運営を図るため、当該組織の総意により、地域を分割し、又は2以上の住民組織を統合して結成された組織で、市長が認めたものであること。

(2) 規約を制定しているものであること。

(3) 別表に例示する活動を行う組織であること。

(結成の届出)

第4条 自治会等の代表者は、自主防災組織を結成し、認定を受けようとするときは、自主防災組織結成届（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 規約等の写し

(2) 組織編成図

(3) 役員名簿及び構成員名簿

(4) 活動内容の詳細

(認定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、第3条に掲げる認定基準を満たしていると認めるときは、当該組織を自主防災組織として認定する。

(台帳への登載)

第 6 条 市長は、前条の認定を行ったときは、自主防災組織台帳（別記第 2 号様式）に登載するものとする。

（変更の届出）

第 7 条 自主防災組織の代表者は、第 5 条の規定による認定後に規約、役員又は組織に変更があったときは、その都度市長にその旨を届け出るものとする。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、自主防災組織の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 1 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 7 月 9 日から施行する。

別表（第3条関係）

自主防災組織の活動例

平常時	防災知識の普及	研修会、説明会の開催 防災訓練の実施 防災パトロールの実施 防災マップの作成
	緊急体制の確認	緊急連絡網の作成 非常時連絡体制の確認 班編成及び役割分担の決定
	非常時への備え	避難場所の及び避難経路の確認 防災資機材の整備 災害時要援護者の把握
災害時	情報収集と伝達	災害情報の収集 防災機関に対する通報 避難勧告等の伝達
	応急措置	初期消火活動 水防活動 負傷者の救出と応急手当 災害時要援護者の避難補助
	避難	避難所の開設 避難誘導 給食、給水活動

下 松 市 長 様

自主防災組織結成届

組織名 _____

代表者 _____ 印

下記のとおり、自主防災組織を結成しましたので届出ます。

記

1 組織の名称		
2 設立年月日		
3 代表者	住 所	
	氏 名	(電話番号)
4 連絡窓口 (防災情報等の連絡窓口)	場所(所在地)	
	連絡担当者	
	電 話 番 号	(F A X 番 号)
	緊急連絡先	
	メールアドレス等	
5 対象地区 (組織を構成する自治会)		
6 世帯数等 (対象地区の世帯数・人口)	世帯	人
7 添付書類	規約等の写し 役員名簿及び組織編成図 活動内容の詳細 その他 ()	

